

第3次やちよ男女共同参画プラン (案)

～誰もが活躍でき，尊重されるまち“やちよ”～



八千代市イメージキャラクター「やっち」

令和7年〇月

八千代市

目 次

第1章 背景と経緯

1	プラン策定の背景.....	1
2	第2次プランの主な実績と課題.....	2

第2章 基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨.....	5
2	プランの概要.....	6
3	プランの基本理念.....	9
4	プランの目標.....	9
5	プランの体系.....	10
6	プランの策定経過.....	11
7	プランの推進体制と進行管理.....	12

第3章 施策の展開

目標1	共に作りだす「誰もが活躍できるまち」.....	13
目標2	互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」.....	27
目標3	自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」.....	37
目標4	みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」.....	46
数値目標一覧.....		50

第1章 背景と経緯

1 プラン策定の背景

(1) 男女共同参画を取り巻く国等の動向

国では男女共同参画社会の実現に向けて、育児・介護休業法の改正^{※1}、DV防止法の改正^{※2}、LGBT理解増進法の施行^{※3}、困難女性支援法の施行^{※4}など、近年、法律の改正等が相次いで行われています。

しかし、男女共同参画に関する国際的な指数の1つである「ジェンダー・ギャップ指数」を見ると、日本は政治及び経済分野の値が特に低いことから、世界的に見ても順位が低く、先進7カ国では最下位となっており、令和6（2024）年は146か国中118位（前年は146か国中125位）でした。

(2) 男女共同参画を取り巻く千葉県の動向

県では、令和3年3月策定「第5次千葉県男女共同参画計画」、令和4年3月策定「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」、令和6年3月策定「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、各種施策を展開しています。

また、令和6年1月には、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、千葉県多様性尊重条例^{※5}が施行されました。

(3) 本市における取組

本市では、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「第2次やちよ男女共同参画プラン」を策定し、各種施策に取り組んだほか、令和4年5月には「女性のための相談事業」による支援の強化を図り、同年11～12月には「八千代市男女共同参画社会の形成に向けての事業所調査」を行いました。また、令和5年3月には職員等に向けた「性の多様性を認め合い行動するためのガイドライン」を策定し、令和6年1月には「八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート」を実施しました。

※1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和3年6月改正）

【改正内容】

①個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置 ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 ③出生時育児休業（産後パパ育休）と育児休業の分割取得の改正 ④育児休業取得状況の公表の義務化

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（令和5年5月改正）

【改正内容】

①保護命令の対象に精神的暴力を追加 ②被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設 ③保護命令違反の厳罰化

※3 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月施行）

※4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月施行）

※5 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（令和6年1月施行）

2

第2次プランの主な実績と課題

第2次プランでは、目標1 共に作り出す「誰もが活躍できる環境」、目標2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」、目標3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」、目標4 みんなで推進する「連携した推進体制」の4つの目標とそれに基づく9つの課題に18の施策、37の取組事業を位置付けて、施策・事業を計画的に実施してきました。

(1) 目標1 共に作り出す「誰もが活躍できる環境」

① 取組事業の実施状況

女性活躍や男性の家事・育児参画に向けた講座の開催、男女共同参画だよりの発行、女性委員の登用促進、「女性のための相談事業」による支援をより強化しました。

② 数値目標の状況

市の審議会等の女性委員割合については、令和6年3月時点で32.8%となっており、計画策定時の31.5%を上回っているものの、ほぼ横ばいとなっています。

項 目	計画策定時 (令和元年度末)	実績 (令和5年度末)	目標
市の審議会等の女性委員割合	31.5%	32.8%	40.0%

(2) 目標2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」

① 取組事業の実施状況

性的マイノリティの会との連携によるパネル展の実施や、市職員等の指針として「性の多様性を認め合い行動するためのガイドライン」を策定しました。また、街頭イベントや行政モニター等でのDV防止啓発のほか、相談窓口についての周知を行いました。

② 数値目標の状況

DVと認識する人の割合は、精神的暴力で78.4%、経済的暴力で78.1%、性的暴力で84.6%となっています。

項 目	計画策定時	現状 (令和5年度)	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合 ・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する ・経済的暴力：必要な生活費を渡さない ・性的暴力：避妊に協力しない	—	78.4% 78.1% 84.6%	すべての項目において 100%

(3) 目標3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」

① 取組事業の実施状況

図書館や小中義務教育学校でのパネル展示，男女共同参画視点での防災講座の開催，女性消防団員との連携，ジェンダー平等の意識づくりに向けた啓発等を行いました。

② 数値目標の状況

「夫は外で働き，妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合は 53.7%で過半数となっています。また，性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できていると感じている市民の割合は 18.2%でした。

項 目	計画策定時	現状 (令和5年度)	目標
「夫は外で働き，妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	—	53.7%	70.0%
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できていると感じている市民の割合	30.4%	18.2%	40.0%

(4) 目標4 みんなで推進する「連携した推進体制」

① 取組事業の実施状況

毎年度，プランに位置付けた事業の進捗状況調査及び進行管理を行い，庁内会議や市民委員等による懇話会へ取組を報告し意見聴取を行いました。また，男女共同参画センター支援団体や関係機関と連携し事業を実施しました。

② 数値目標の状況

第2次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合については、令和5年度時点で77.0%となっています。

項 目	計画策定時	実績 (令和5年度)	目標
第2次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合	—	77.0%	100%

(5) まとめ

第2次プランに位置付けた各取組事業は、目標4の数値目標にあるとおり、令和5年度時点で全体の約8割の事業が計画どおり実施できました。しかし、第2次プランで設定した目標1から4までの7項目の数値目標は、令和5年度時点でいずれも目標値を下回っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講座やイベント等の中止や開催形態の変更等が行われたことにより、計画通りに実施することのできない事業もあったことから、期間中の取組が十分に成果を挙げていないこと等の要因が考えられます。

次期プランに向けては、関連施策や事業内容を見直すとともに、より積極的・効果的な手法を検討し、プランの推進を図ります。

第2章 基本的な考え方

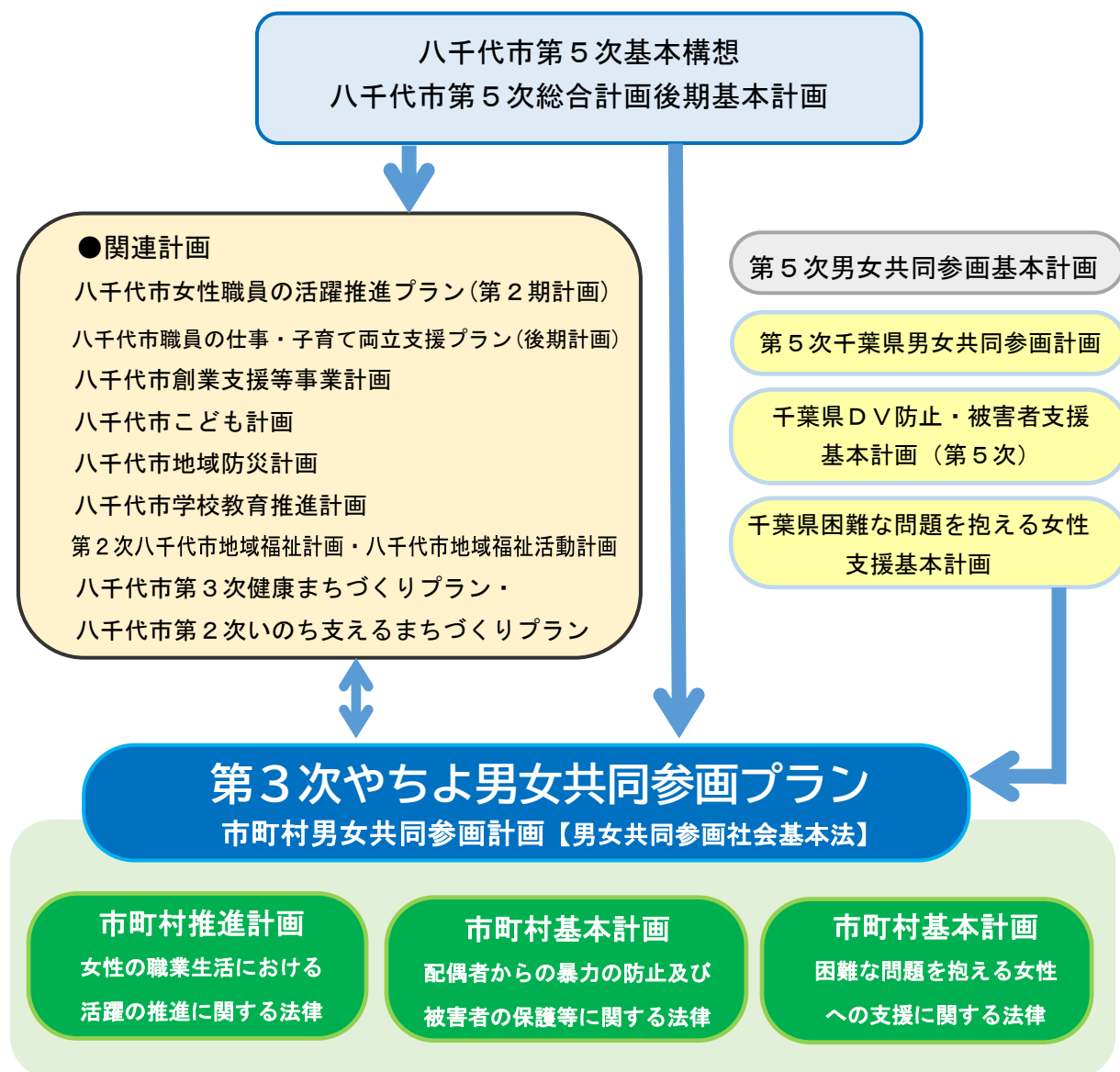
1 プラン策定の趣旨

女性も男性も互いにその人権を尊重し、共に責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することのできる“男女共同参画社会”の実現に向けて、国や各自治体では様々な取組が行われてきました。

本市においては、第2次プランの計画期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組状況の検証や社会・経済情勢の変化等を踏まえて課題を整理し、今後4年間を見据えた男女共同参画社会づくりの指針として「第3次やちよ男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの概要

(1) プランの位置付け



本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」です。

また、本プランの目標1の課題(1)(2)を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、目標2の課題(2)を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」、さらに目標3の課題(3)を「困難女性支援法」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」として位置付けます。なお、関連する法令として「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」や「LGBT理解増進法」、「千葉県多様性尊重条例」などを考慮しています。

本プランは、「八千代市第5次基本構想」及び「八千代市第5次総合計画後期基本計画」ほか関連計画と整合性を図り、国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに「第5次千葉県男女共同参画計画」の内容を踏まえ、策定した計画です。

(2) プランの特徴

本プランは、男女共同参画社会を実現するための実効性のあるプランとする観点から、第1次プラン、第2次プランからの連続性に配慮する中で、市が取り組むべき内容を明確に示すとともに、現在の社会情勢に対応した見直しを行って策定するものです。

新たな課題として“ライフステージに応じた健康支援”，“いきいきと暮らすことのできる環境の整備”を位置づけます。また、第2次プランに引き続き，“様々な視点を取り入れた防災対応の充実”や“多様な性の尊重”の推進を図ります。

(3) ^{エスディー・ジーズ}SDGs（持続可能な開発目標）への取組

令和12年（2030年）までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGsの実現に向け、国では令和5年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」※6を定めています。SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17の目標のうち「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、重要な課題の1つとされています。

この「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」には、9つのターゲットが盛り込まれており、「あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」等が示されています。



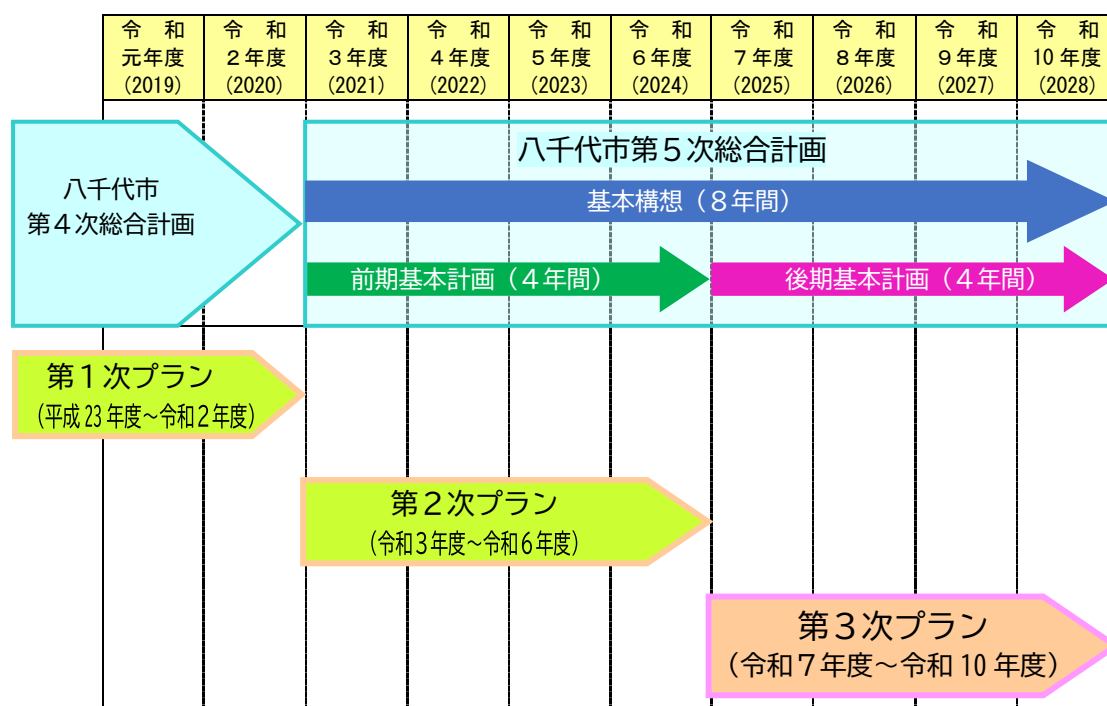
※6 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和5年12月）

【改定内容】これまでの根幹的な考え方を引き継ぎつつ、各目標間の相互連関に留意しながら、具体的取組を強化・加速していく5つの重点事項（「誰一人取り残さない」包摂社会の実現など）を設定。なお、これまで同様、人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意するものとされている。

(4) プランの期間

本プランは令和7年度～令和10年度の4年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても男女共同参画推進に関する社会情勢の変化や法改正等により、必要に応じ見直しを行う場合があります。



3 プランの基本理念

本市は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」といった男女共同参画社会基本法が定める「男女共同参画社会の形成についての基本理念」を十分に意識し、第2次プランに引き続き「誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”」を本プランの基本理念に位置付けて、その実現を目指します。

4 プランの目標

基本理念の実現に向けて、本プランを推進するための基本的な方向性として4つの目標を設定し、男女共同参画を推進します。

目標1 共に作りだす「誰もが活躍できるまち」

働く場における女性の活躍を推進するとともに、誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、それぞれの希望に応じて、家庭でも仕事でも地域社会でも活躍できる環境を目指します。

目標2 互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

誰もがお互いを尊重して多様性を認め合い、人権に配慮した行動をとり、偏見や不当な差別のない地域社会を目指します。また、DV防止法に基づき、被害の根絶と被害者の早期発見、早期対応等に適切に取り組めます。

目標3 自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

誰もが自分らしく健やかに充実して暮らすことができるよう、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、それぞれの生き方に合わせた健康支援や、困難な問題を抱える女性への支援に取り組めます。

目標4 みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

市民、団体、事業者などと行政が連携を図り、様々な意見や情報を取り入れながら計画を推進します。

5

プランの体系

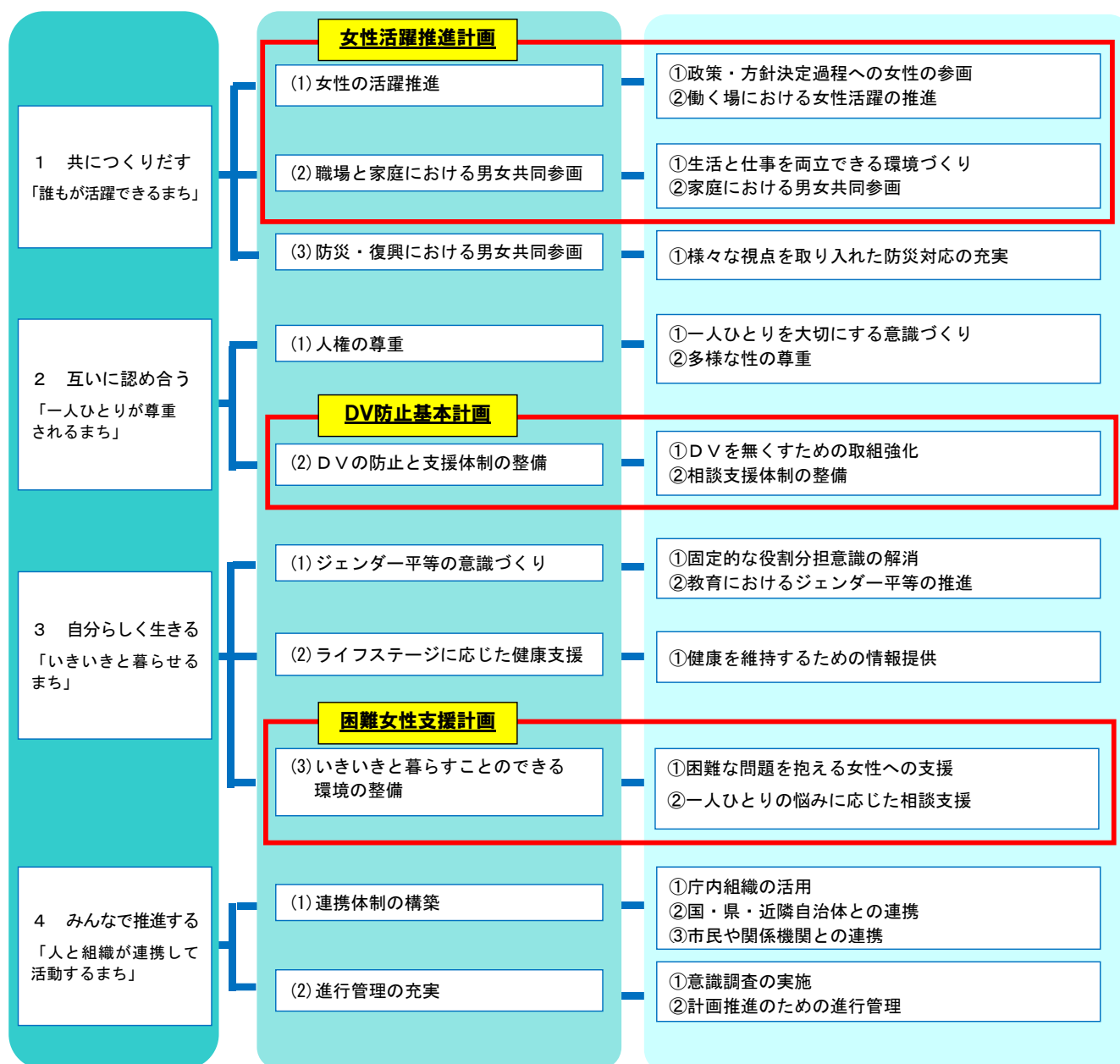
基本理念

誰もが活躍でき、尊重されるまち “やちよ”

目標

課題

施策

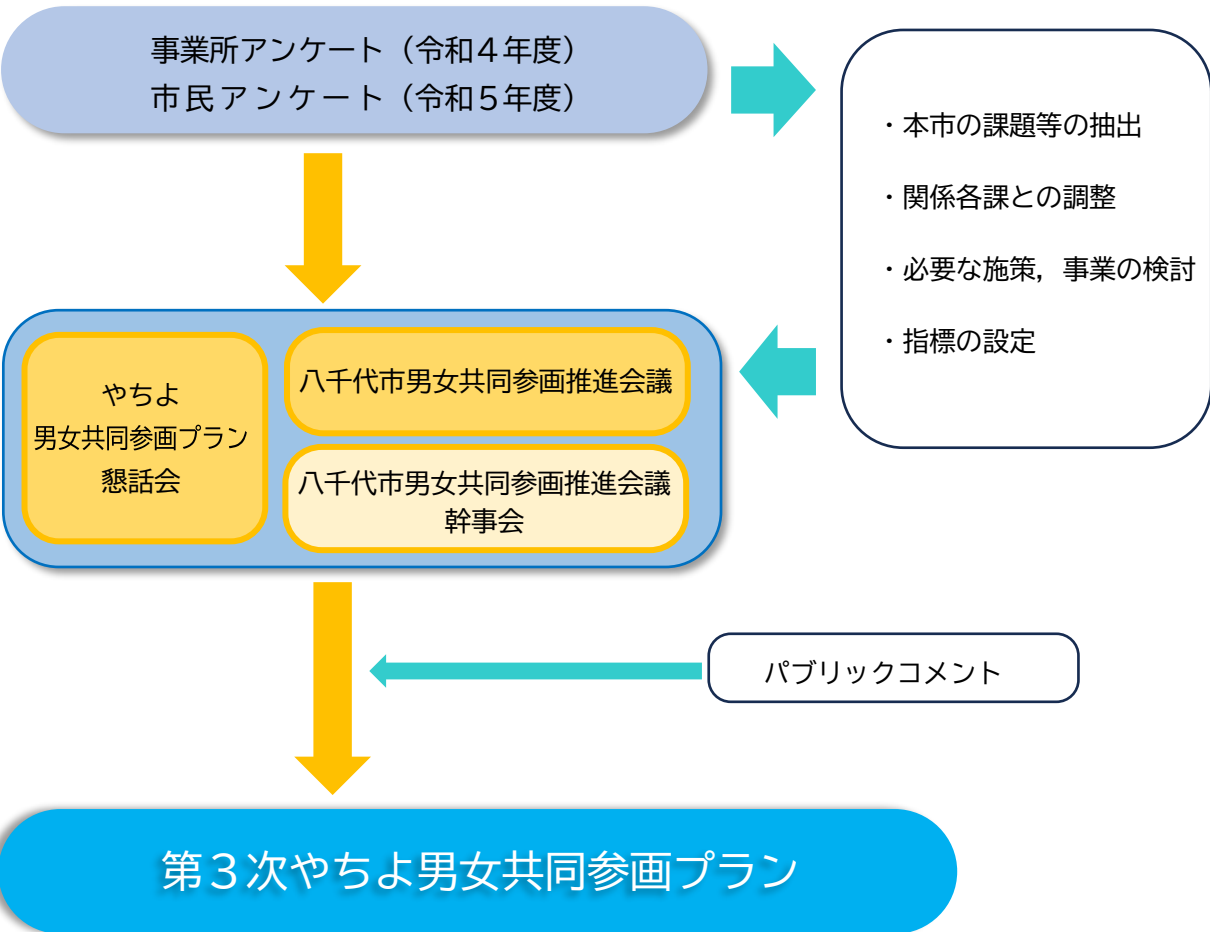


6

プランの策定経過

本プランは、公募による市民委員と学識経験者で構成する「やちよ男女共同参画プラン懇話会」（以下「懇話会」という。）、市の部長級職員で構成する「八千代市男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）、市の課長級職員で構成する「八千代市男女共同参画推進会議幹事会」が中心となり検討を行いました。

また、本プランは、「八千代市男女共同参画社会の形成に向けての事業所調査」（以下「事業所アンケート」という。）、「八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）やパブリックコメントの実施など、様々な市民参画の過程を経て策定しています。



第1章

第2章

第3章

資料編

7 プランの推進体制と進行管理

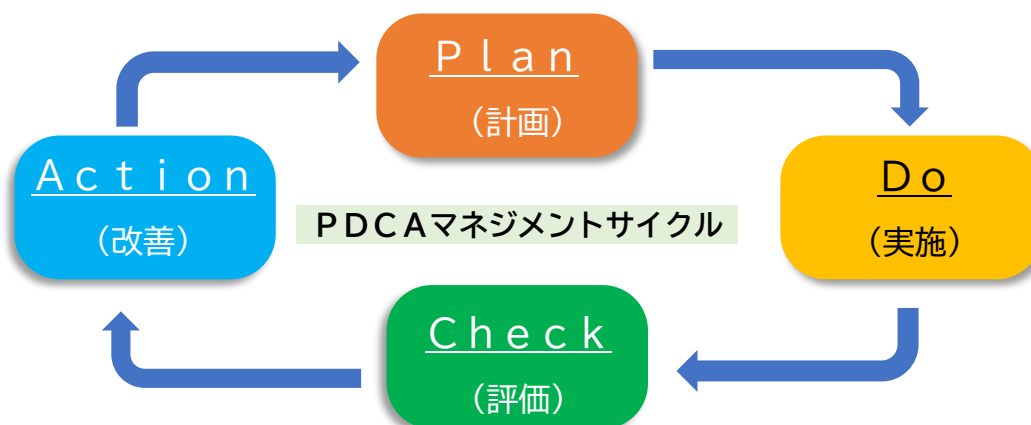
(1) プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた取組は広範囲の分野にわたることから、関係部署が相互に連携しながら、全庁的に施策の展開を図る必要があります。本プランにおいても、推進会議が中心となって施策を総合的・全庁的に推進するとともに、懇話会からの意見を随時取り入れながら、計画の推進を図ります。

(2) プランの進行管理

本プランは実効性を高めるため、第2次プランに引き続き、進行管理を行う取組事業と関連計画等に推進を委ねる関連事業に分けています。

取組事業については、事業の進捗状況を毎年度評価します。その結果を懇話会及び推進会議に報告し、公表します。また、PDCAマネジメントサイクル※7により、懇話会及び推進会議における意見等を各所管課にフィードバックして以後の取組の改善につなげるなど、適切な進行管理を行います。



※7 PDCAマネジメントサイクル

マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステム。計画（Plan）に沿って、実行（Do）できていたのかを評価（Check）し、業務の改善（Action）を行い、次の計画（Plan）に反映させるシステムを循環させること。

第3章 施策の展開

目標
1

共に作り出す「誰もが活躍できるまち」

全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも地域社会でも活躍できる社会を目指します。また、本市では、課題(1)「女性の活躍推進」及び課題(2)「職場と家庭における男女共同参画」を、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

八千代市女性活躍推進計画

性別に関わらずあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を実現するため、女性の職業生活における活躍を推進し、誰もが自分の力を発揮できる環境を整えます。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度末)	目標
市の審議会等の女性委員割合	32.8%	40.0%

男女って平等なのかな？



課題（１） 女性の活躍推進

本市の審議会等委員の女性委員割合は、令和３年度の31.4%から令和５年度は32.8%まで上昇し、全国市町村・千葉県内市町村平均値を上回っていますが、第２次プランで設定した目標値を下回っています【図 1-1】。また、本市職員の女性管理職割合は、令和３年度の16.7%から令和５年度は15.6%となり低下傾向です【図 1-1】。国は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度にすることを目標に掲げていますが、本市ではこの目標を大幅に下回っています。

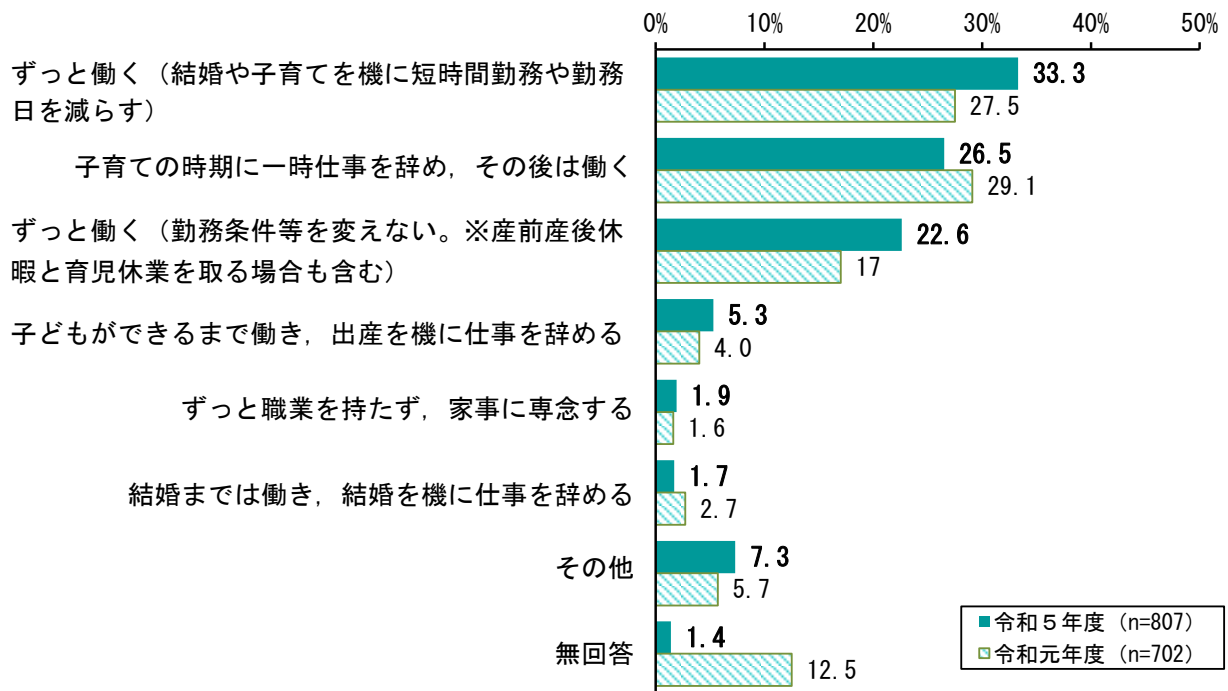
令和５年度に実施した市民アンケートでは、女性の理想の働き方として「ずっと働く（結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす）」が望ましいという回答が33.3%であり、令和元年度の前回調査で一番回答が多かった「子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く」の26.5%を上回りました【図 1-2】。国勢調査によると、本市の女性の就業人口は、平成12年の32,247人が令和２年には39,877人に増加しています。この期間中の男性の就業人口は減少傾向にあるため、全就業者数に占める女性の割合は、平成12年の38.3%が令和２年には44.5%まで上昇しています【図 1-3】。しかし、令和２年の国勢調査によると、本市の女性の年齢階級別労働力率は依然として30歳代を底とする「M字カーブ」の状態が見られ、全国や千葉県と比較してM字の底が深い状態となっています【図 1-4】。このように、女性の働き方についての市民の意識に変化が現れ、就労する女性は増加していますが、全国と比較して女性の就労状況は全体的に低くなっています。

今後、市の政策・方針決定過程への女性の参画を加速させるとともに、女性が本人の希望に添って働き続けることができるよう、講座の開催等による支援を図ります。

【図 1-1 第２次プランでの女性の参画状況】

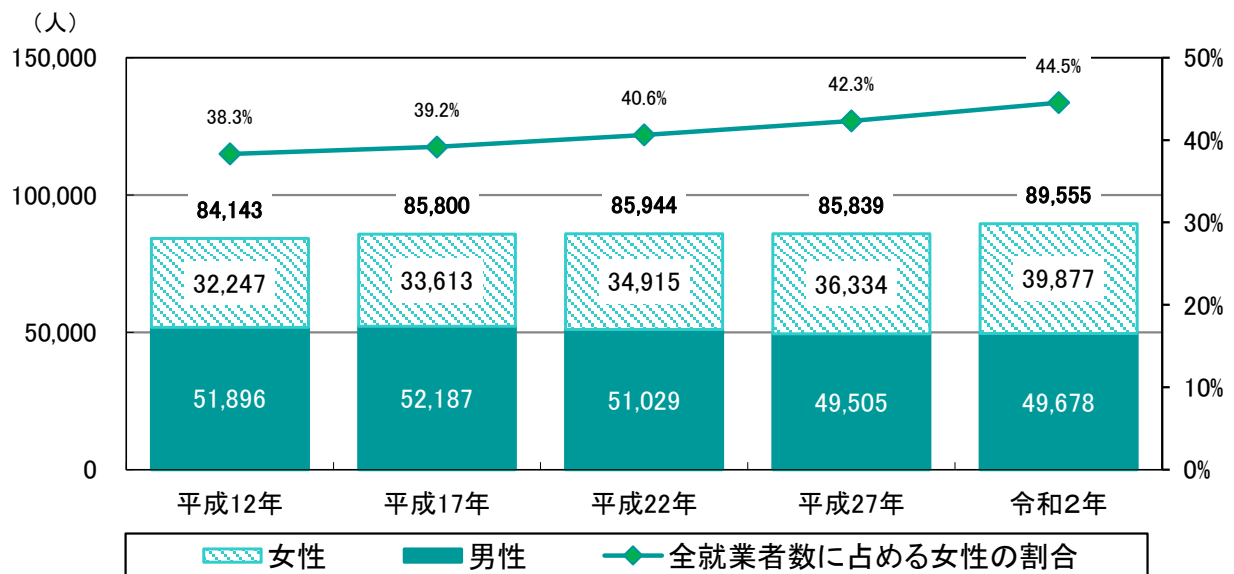
	第２次プラン実績値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市の審議会等の女性委員割合	31.4%	32.6%	32.8%
市職員の女性管理職割合	16.7%	17.5%	15.6%

【図 1-2 女性の理想の働き方】



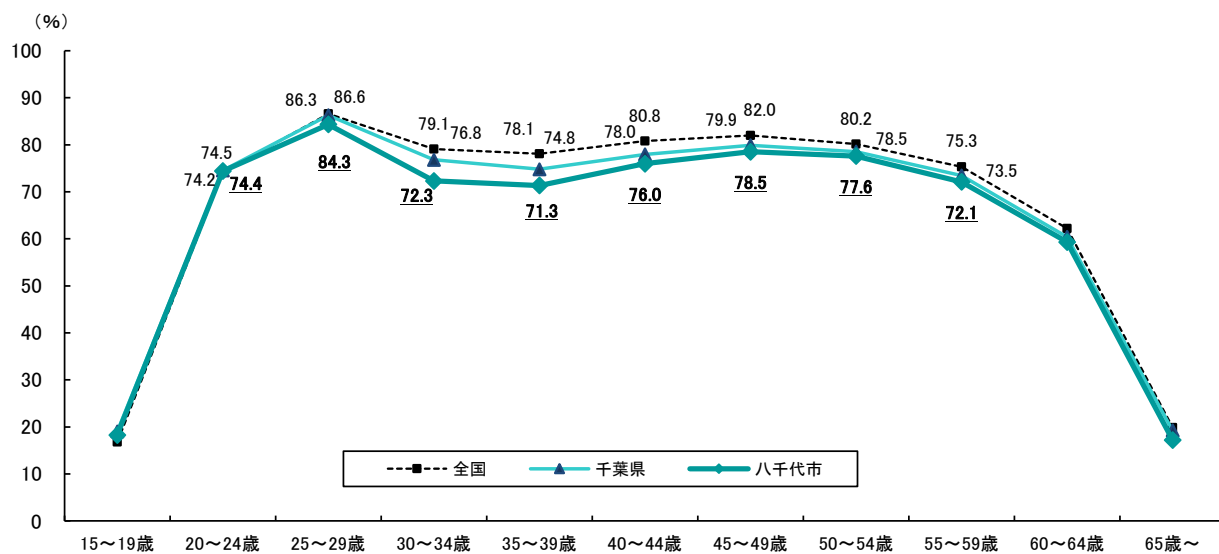
資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 1-3 女性就業人口の推移】



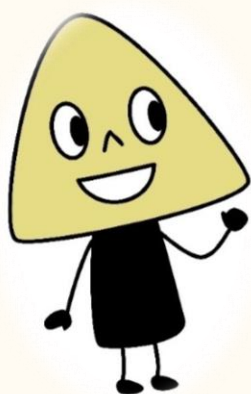
資料：国勢調査

【図 1-4 全国，千葉県，八千代市の女性の年齢階級別労働力率】



※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査（令和2年）



【ナイスさんかく】

男女共同参画センターの作成したオリジナルキャラクターです。

4コマまんがなどで、身近な男女共同参画について紹介しています。

- 八千代市ホームページ「ナイスさんかく！」～4コマまんがで身近な男女共同参画～

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/1229.html>



- 八千代市ホームページ「レッツさんかく！」～4コマまんがで八千代市の男女共同参画を知ろう～

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/1245.html>



施策① 政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程に意見を反映できるよう、積極的に女性の参画を推進します。

【取組事業】

事業1	審議会等における女性参画の推進
事業概要	市の運営に女性の意見が生かされるよう、女性委員割合が目標値に満たない審議会等の所管課への働きかけや、推薦母体となっている団体等への啓発を行います。また、女性が政治を身近に感じられるよう情報発信等を行います。
所管課	各審議会等所管課，男女共同参画センター

事業2	女性職員のキャリア育成支援
事業概要	キャリア育成支援のため、管理職に必要なマネジメント能力や仕事と生活の調和の推進等に関する研修に積極的に派遣するなど、女性職員の意欲向上を図ります。
所管課	職員課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
①公募委員における女性の登用促進 （コミュニティ推進課）	八千代市審議会等委員候補者公募制度における、公募委員候補者名簿を審議会等所管課に提供する際は、女性割合を考慮し選考するよう周知します。	—

施策② 働く場における女性活躍の推進

女性が自分らしい働き方を選択し、自分の希望に沿った生き方を実現できるよう、自立や活躍に向けて支援や情報提供を行います。

【取組事業】

事業3	女性の就労や再就職への支援
事業概要	就労や再就職を目指す女性を対象に、講座の実施等により情報を提供します。
所管課	商工観光課，男女共同参画センター

事業4	女性のエンパワーメント※ ⁸ の推進
事業概要	講座の開催等により、女性のエンパワーメントに向けた情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
②職員採用試験における女性志望者の拡大（職員課）	大学等における女性職員による採用説明会の実施や、採用情報を発信する際に女性職員の活躍をホームページ等で紹介するなど、積極的にPRを行います。	八千代市女性職員の活躍推進プラン（第2期計画）
③職域の拡大によるキャリアアップ支援（職員課、消防総務課）	これまで女性職員の配置が少なかった部署やポストにも、その適性を見極めながら広く配置するなど、多種多様な経験ができるような機会を設けます。	—
④創業支援（商工観光課）	関係機関と協調し、相談窓口を設け、創業を希望する人のニーズに合ったビジネスモデルの構築、資金調達などの支援を行います。	八千代市創業支援等事業計画

※8 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって、状況を変える力をつけること。

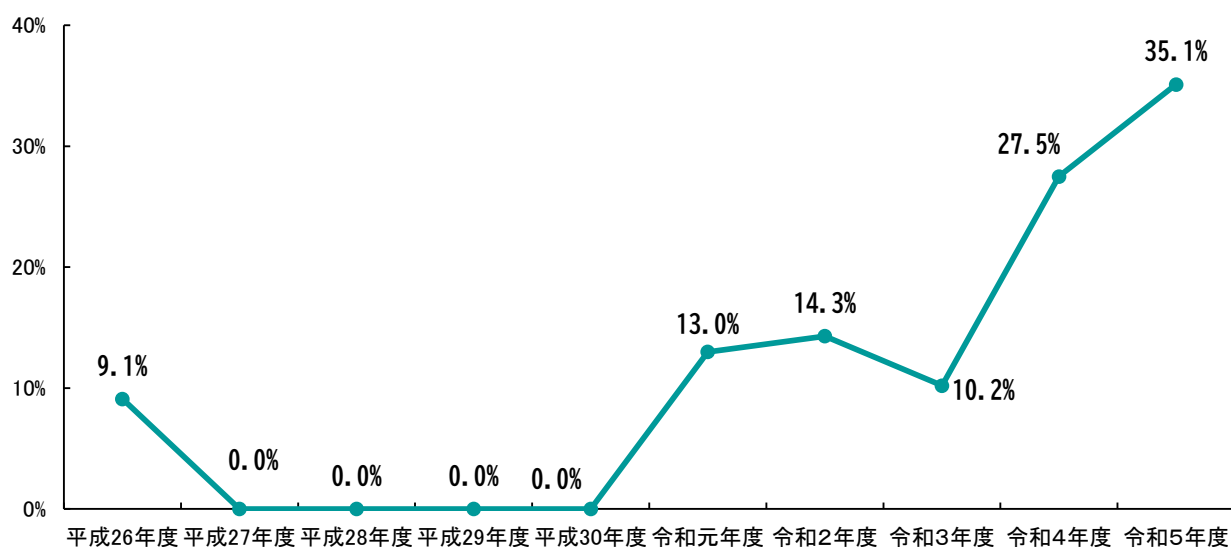
課題(2) 職場と家庭における男女共同参画

近年、働き方改革関連法や改正育児・介護休業法の施行を背景として、男性の子育てへの参画に対する社会的な意識が急速に高まっています。しかし、本市が令和4年度に実施した事業所アンケートでは、出産した女性従業員の9割以上が育児休業を取得しているのに対し、配偶者が出産した男性従業員で育児休業を取得した人の割合は3割を下回っています。本市の男性職員の育児休業取得率は上昇が続いており、令和5年度は35.1%でした【図1-5】。市民アンケートでは、育児休業や介護休業を取得する男性が少ない理由として「職場の理解を得られないから」の27.4%が最も多くなっており、この傾向は令和元年度の前回調査と変化していません【図1-6】。事業所アンケートでは、事業所が行政に期待することとして「学童を含む保育施設や子育て支援の充実」「介護施設や介護支援の充実」が多く挙げられており、市民アンケートでは、男女共同参画社会をつくるために本市で特に必要だと思う取組として、「事業者に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける」が最も多くなっています【図1-7】。

誰もが社会で対等な立場で活躍するためには、仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が重要です。家庭生活での役割分担について、市民アンケートでは、食事のしたくや洗濯などといった日常的な家事を女性のみが担うのではなく、男女が適宜分担しているという割合が令和元年度の前回調査を上回っています【図1-8】。しかし、男女別の調査結果からは、「主に女性」と回答した女性の割合が男性を上回る項目の多くで、「適宜分担」と回答した男性の割合が女性を上回っています。

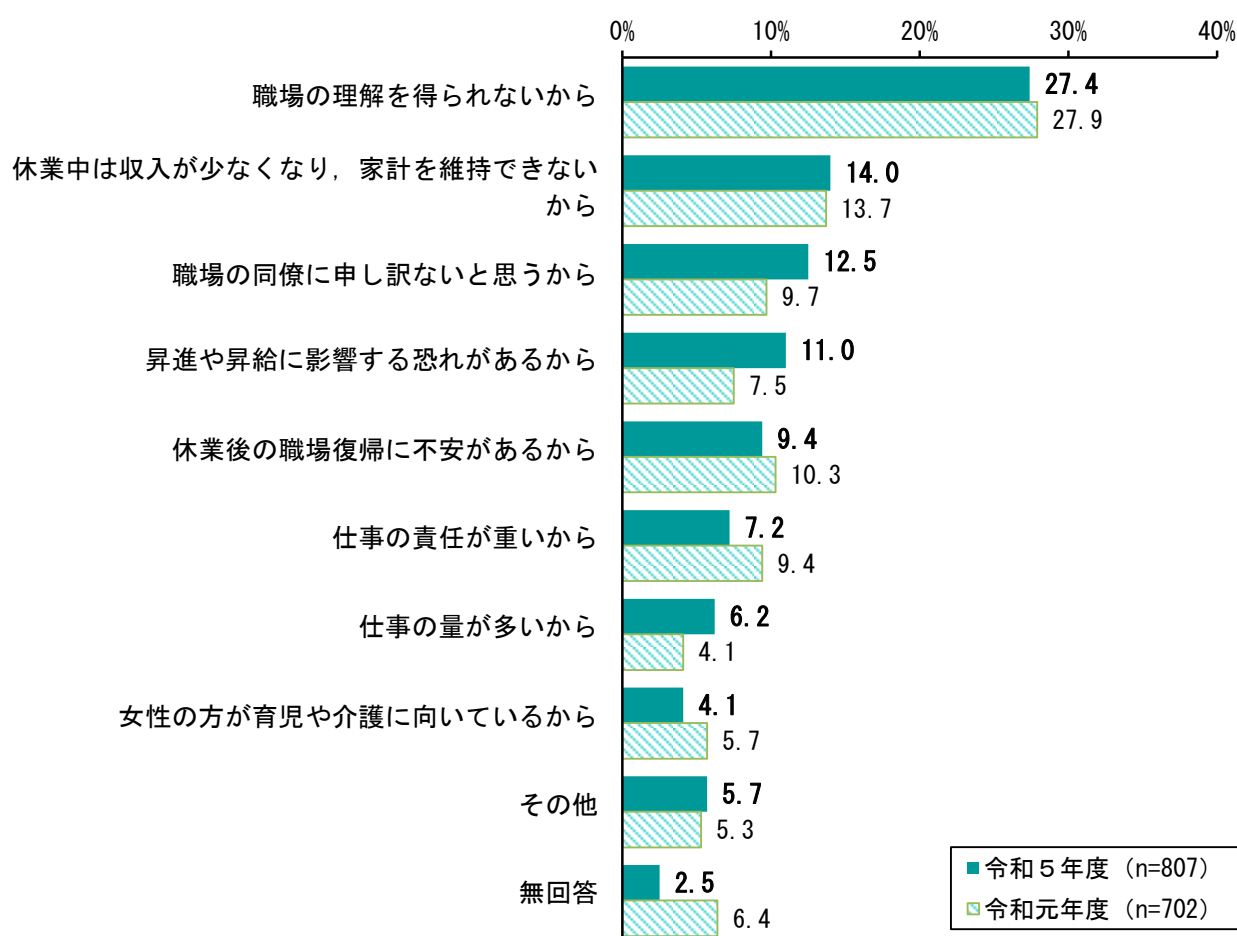
誰もが働きやすく、自らの仕事と生活を両立できる環境づくりのため、市内事業所に対して、従業員のワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、性別にかかわらず協力して家事や育児等に取り組めるよう、男性の積極的な参画を促します。

【図 1-5 本市の男性職員の育児休業取得率の推移】



資料：八千代市

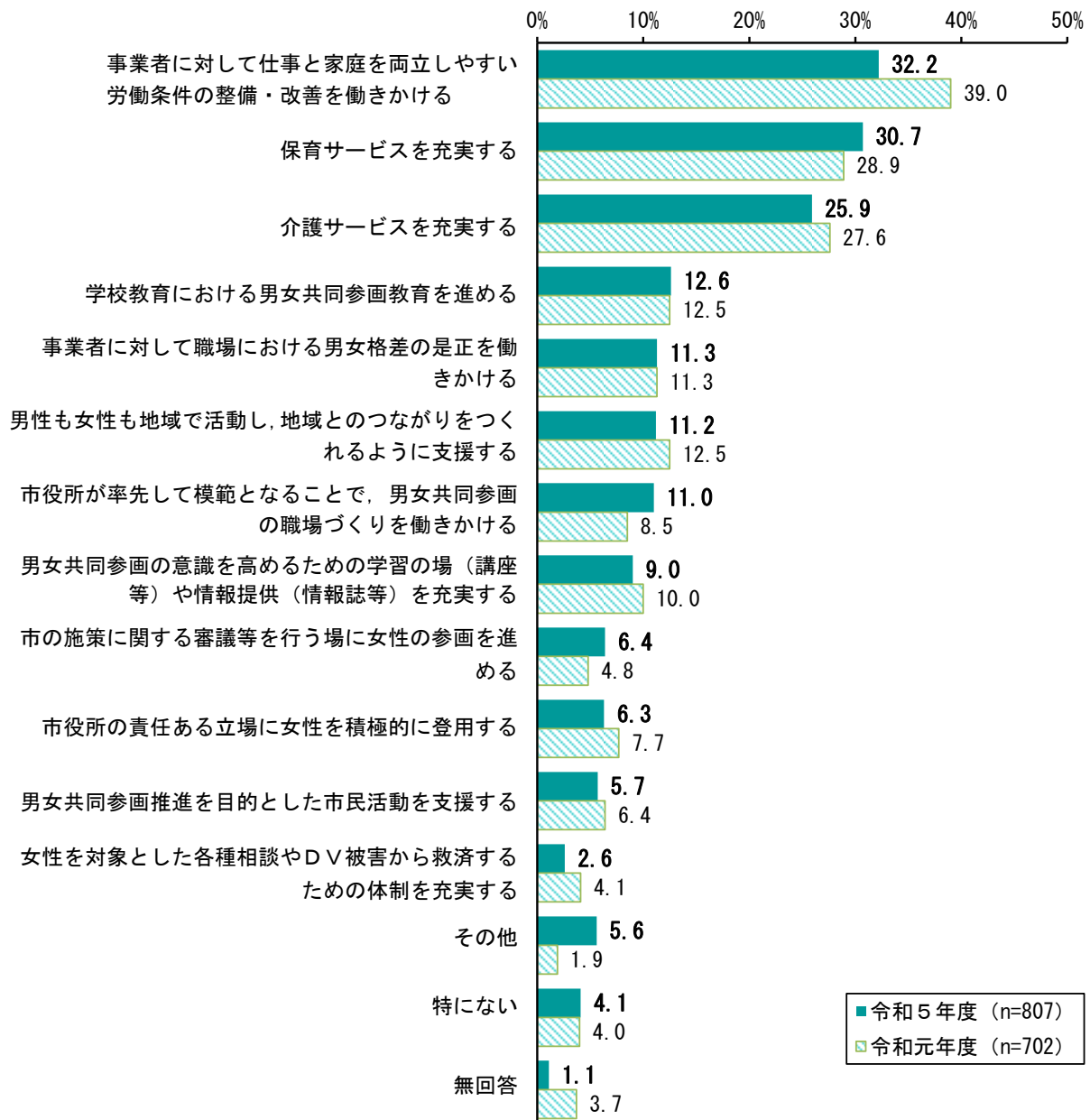
【図 1-6 育児休業や介護休業を取得する男性が少ない理由】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

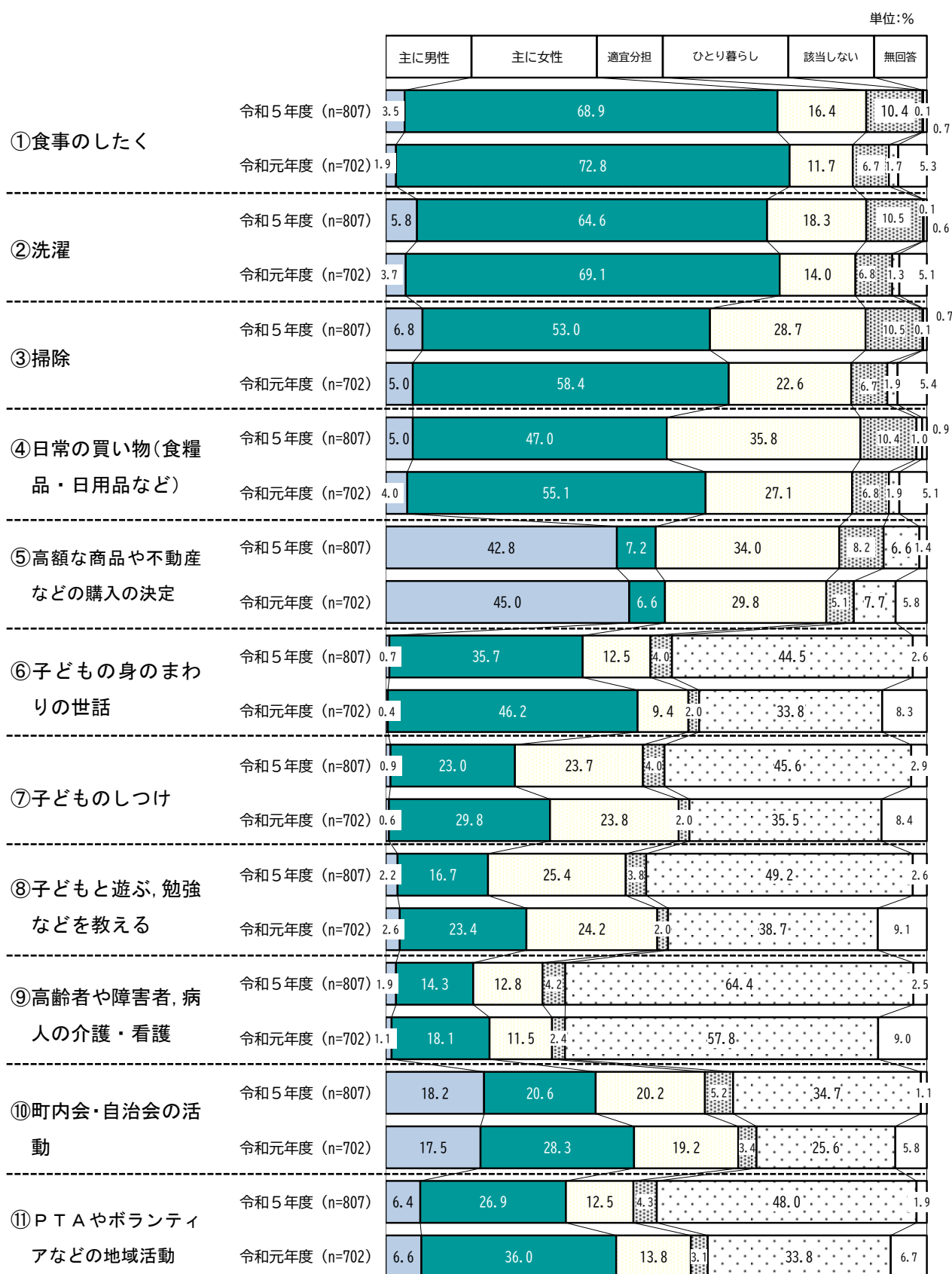
【図 1-7 男女共同参画社会をつくるために八千代市で特に必要だと思う取組】

(複数回答)



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 1-8 家庭生活での役割分担】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 生活と仕事を両立できる環境づくり

関係機関との連携に努め、情報発信による意識づくりを行います。

【取組事業】

事業5	関係機関と連携した情報提供
事業概要	多様な働き方や女性活躍推進に関する情報提供を関係機関と連携して行います。
所管課	商工観光課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑤時間外勤務の縮減（職員課）	定時退庁日の周知や事務の簡素合理化の推進に取り組みます。	八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン（後期計画）
⑥育児休業を取得しやすい環境の整備（職員課）	休業制度の周知や円滑な職場復帰の支援に取り組みます。	八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン（後期計画）

施策② 家庭における男女共同参画

家事・育児・介護への男性の参画を図るため、必要な知識を提供します。

【取組事業】

事業6	男性の家事への参画促進
事業概要	男性を対象に家事への参画に関する講座の実施や情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター

事業7	男性の子育て参画促進
事業概要	妊娠中から夫婦で子育てする意識を高めるほか、父親が子どもと一緒に過ごす機会や父親同士の交流の場をつくります。
所管課	子ども保育課（子ども支援センターすてっぷ 21，地域子育て支援センター），母子保健課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑦ニーズに合わせた保育事業の充実 （子ども保育課）	一時預かり事業，ファミリー・サポート・センター事業などの充実に努め，ニーズに沿った対応と受け皿の確保に努めます。	八千代市こども計画
⑧親子のふれあいや交流機会の充実 （子ども保育課，公民館）	子どもを連れて利用できる施設やイベント等を周知し，交流機会の充実に努めます。	八千代市こども計画

家事や育児って誰の仕事だろう？

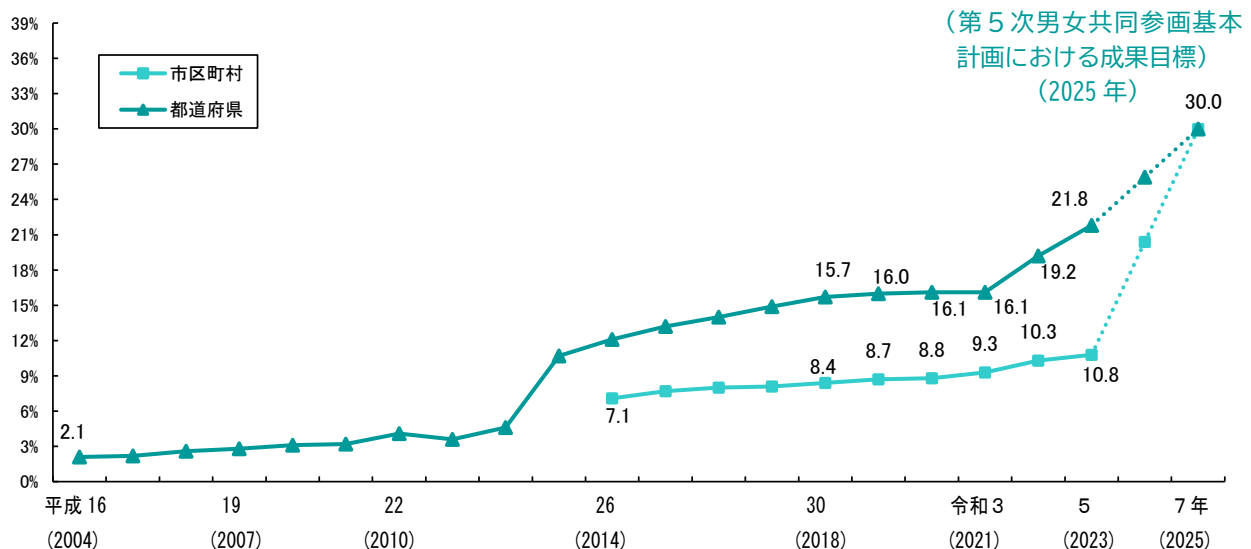


課題(3) 防災・復興における男女共同参画

近年、想定を上回る大規模な自然災害が発生しています。災害発生時には、日ごろの固定的な性別役割分担意識から、男性はリーダーとして意思決定を行い、女性は炊事や掃除などの補助的な役割を求められがちです。また、依然として避難所責任者の多くが男性であり、女性の視点が十分に行き届かなかったために、多様なニーズへの柔軟な対応が遅れがちになるという課題があります。

平常時から男女共同参画視点の防災・復興の重要性を周知し、引き続き、女性の参画拡大に取り組めます。

【図 1-9 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移】



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
東日本大震災の影響により、平成 23（2011）年値には、岩手県の一部、宮城県の一部、福島県の一部が、平成 24（2012）年値には、福島県の一部がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成 30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
「市区」に政令指定都市及び特別区を含む。

資料：男女共同参画白書令和6年版（内閣府）

施策① 様々な視点を取り入れた防災対応の充実

災害対応力を強化するために、多様な意見を取り入れることができるよう、女性の参画を図ります。

【取組事業】

事業8	男女共同参画の視点から取り組む防災・復興情報の提供
事業概要	地域の防災訓練や市ホームページなどで、災害時の避難所運営等における多様なニーズに配慮した運営や自主防災組織への女性の参画など、男女共同参画の視点から取り組む防災・復興に関する情報提供を行います。
所管課	危機管理課，男女共同参画センター

事業9	女性の防災分野への参画の促進
事業概要	災害時の避難所運営等において、防災対応の充実を図るため、関係機関と連携し、女性の参画を促進します。
所管課	危機管理課，男女共同参画センター

事業10	職員への情報発信と意識啓発
事業概要	多様なニーズに対応できる体制の充実を図ります。
所管課	危機管理課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑨女性消防団への支援 （消防総務課）	女性消防団員がそれぞれの地域で活動できるよう研修の機会を提供します。	—
⑩女性消防団との連携 （予防課）	女性消防団員と連携し、地域住民や幼年消防クラブ員に対する火災予防啓発事業を行います。	—

目標
2

互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

誰もが互いを尊重し、多様性を認め合い、偏見や不当な差別のない地域社会を目指します。また、本市では、課題(2)「DVの防止と支援体制の整備」を、DV防止法に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

八千代市DV防止基本計画

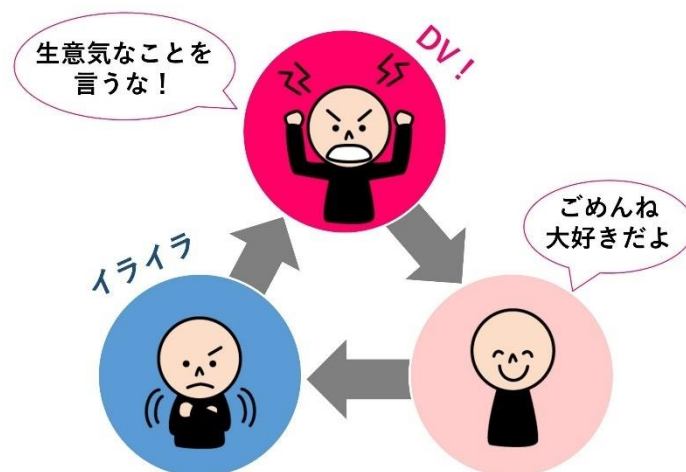
配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。暴力は重大な人権侵害です。特に配偶者からの暴力は外部から発見が難しい家庭内で行われることから、被害の潜在化と深刻化がしやすいという特徴があります。DVは一部の限られた人だけの問題ではありません。市民一人ひとりが理解する必要があります。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度)	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合		
・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する	78.4%	すべての項目 において 100%
・経済的暴力：必要な生活費を渡さない	78.1%	
・性的暴力：避妊に協力しない	84.6%	

市民アンケート結果

DVのサイクル



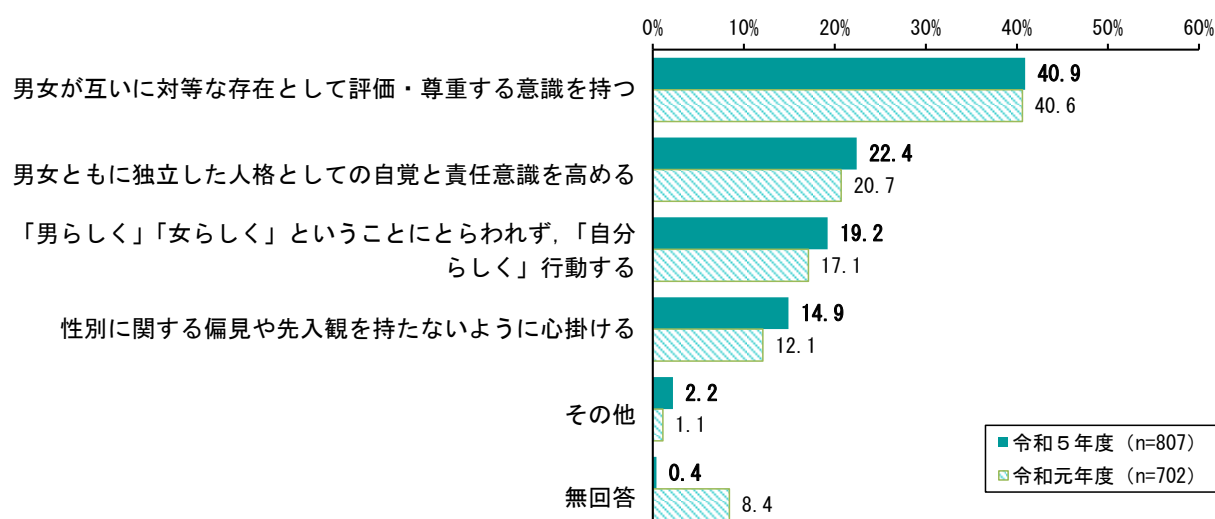
課題（１） 人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの市民が人権の重要性を十分に理解し、多様な生き方、暮らし方を尊重し配慮し合う意識を持つことが不可欠です。令和5年度に実施した市民アンケートでは、男女共同参画社会をつくるために個人の心掛けで特に必要だと思うこととして、「男女が互いに対等な存在として評価・尊重する意識を持つ」が40.9%で最も多い回答となっています【図2-1】。

LGBT理解増進法の制定等をきっかけに、性の多様性についての社会的な認識が急速に高まっており、性的指向・性自認による困難や悩み、生きづらさを抱える人々への理解が広がりつつあります。市民アンケートでは、「性的マイノリティの人々にとって生活しづらい社会だと思う・どちらかと言えば思う」と回答した市民が76.7%でした【図2-2】。その対策として、「多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組む」が最も多い回答となっています【図2-3】。

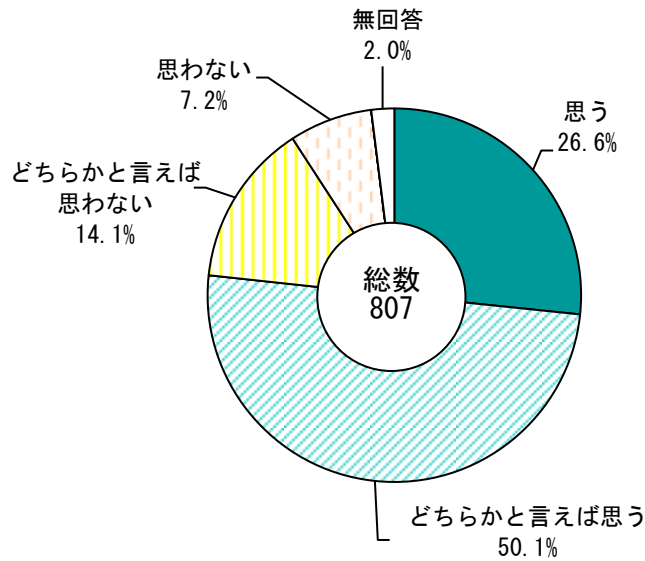
市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、互いを認め合い、対等な存在として尊重されるよう意識の向上に努め、性の多様性について正しい理解を広げることで、性的マイノリティの人々が抱える生きづらさの解消につなげます。

【図2-1 男女共同参画社会をつくるために個人の心掛けで特に必要だと思うこと】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

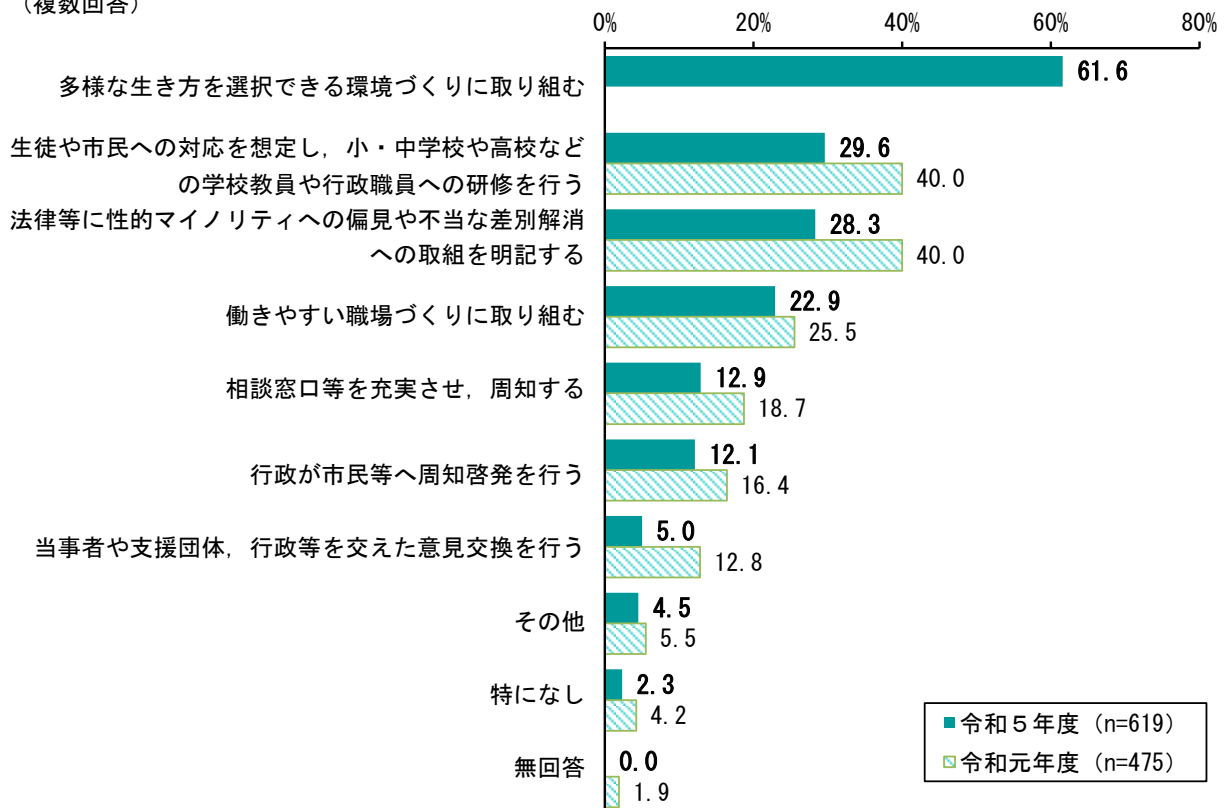
【図 2-2 性的マイノリティの人々にとって生活しづらい社会だと思うか】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 2-3 性的マイノリティの人々が生活しやすくなるために必要な対策】

(複数回答)



※「多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組む」の項目については、令和5年度調査から選択肢に追加した

資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 一人ひとりを大切にする意識づくり

人権意識の醸成に向け、ジェンダー平等に関する啓発等を行います。

【取組事業】

事業 11	ジェンダー平等の周知と啓発
事業概要	パネル展示や関連資料の配布等によって、ジェンダー平等に関する周知と啓発に取り組みます。
所管課	男女共同参画センター

事業 12	職員の意識啓発
事業概要	男女共同参画への職員の理解を深めるために、ジェンダー平等に関する研修等による意識啓発を行います。
所管課	職員課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑪人権啓発活動活性化事業 （健康福祉課）	人権尊重についての啓発事業や啓発活動を通して、一人ひとりの人権や人格を尊重する意識の浸透を図ります。	—
⑫人権相談 （健康福祉課）	人権に関する様々な悩み等について、船橋人権擁護委員協議会の人権擁護委員による人権相談の場を提供します。	—

施策② 多様な性の尊重

自分の性が多様な性のあり方の一つというSOGI（ソジ・ソギ）の認識を周知し、偏見のない誰もが尊重される社会を目指します。

【取組事業】

事業13	多様な性への理解促進
事業概要	SOGIの視点や多様な性の理解促進に努めるとともに、パートナーシップ制度等の周知を図ります。また、各種書式における性別記載欄の見直しを進めます。
所管課	男女共同参画センター

事業14	子どもへの啓発活動
事業概要	子どもたちが性の多様性についての正しい知識を得られるよう情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター

コラム

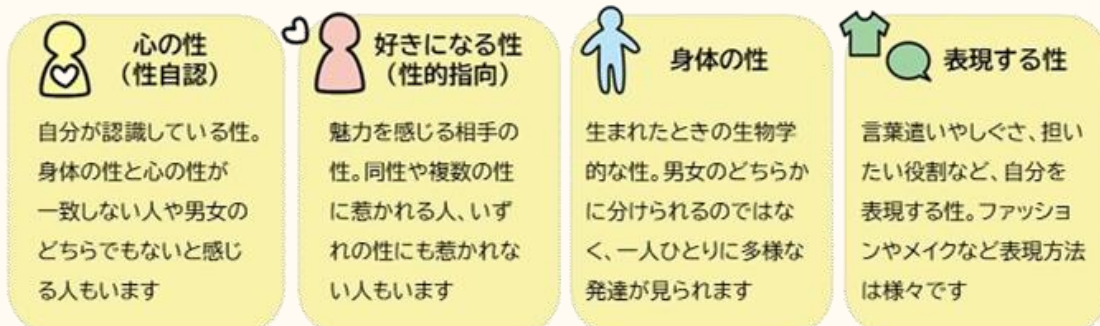
●SOGI（ソジ・ソギ）

SOGI（ソジ・ソギ）は、性的指向（セクシュアル オリエンテーション Sexual Orientation）と性自認（ジェンダー アイデンティティー Gender Identity）の頭文字をとった言葉です。LGBTQのように性的マイノリティという特定の人を表すのではなく、SOGIは全ての人の性のあり方に関わる概念であり、備わっている要素です。

【性のあり方は多様です】

性は「心の性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」「身体の性」「表現する性」の4つの要素の組み合わせから形作られています。この組み合わせは人によって少しずつ違うことから、性のあり方はグラデーションで表されることがあります。

【性を構成する主な4つの要素】



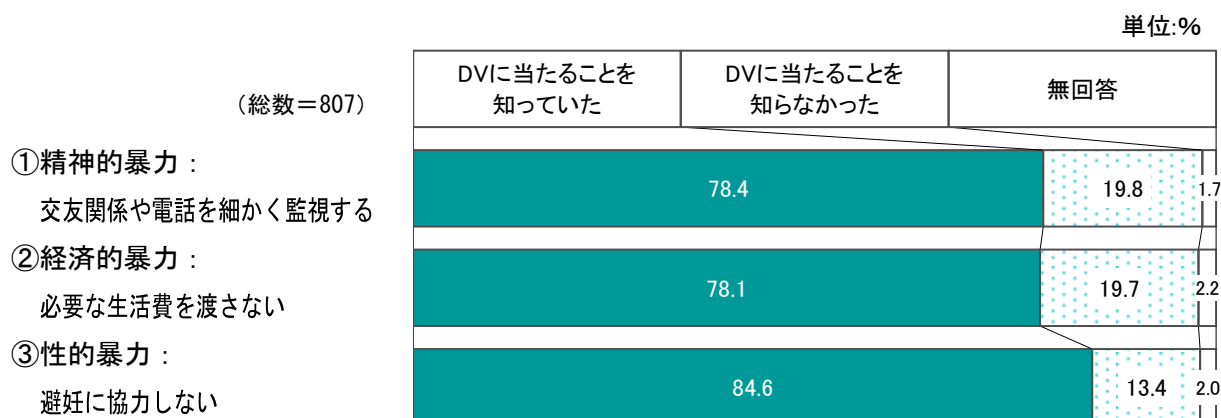
課題（２） DVの防止と支援体制の整備

令和５年度に実施した市民アンケートでは、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力がDVに当たることを知っていたという回答が、精神的暴力で78.4%、経済的暴力で78.1%、性的暴力で84.6%となっており、多くの市民がDVには身体的暴力以外も含まれることを理解しています【図2-4】。しかし、精神的暴力については、29歳以下が他の年代に比べ認知が低く、DVに当たることを知らなかったという回答が男女ともに30%を超えています【図2-5】。

本市のDV相談件数は平成30年度の49件から令和2年度の136件と増加を続けており、令和2年度以降は各年度100件以上となっています【図2-6】。令和5年度の全国調査（内閣府「男女間における暴力に関する調査」）では、結婚したことのある女性の約4人に1人がDV被害者であり、中には何度も暴力を受けたという人もいます。しかし、被害者のうち相談窓口で被害を相談した人は52.8%で、そのほかの被害者は相談ができていません。

自身や身近な人が受けている暴力行為がDVにあたると認識していない場合、支援につながらないまま被害が深刻化する危険があります。すべての年代でDVやデートDVが正しく理解されるよう、情報発信を行います。また、被害者や周囲の人にとって相談窓口が身近になるよう、関係機関と連携し周知を図ります。

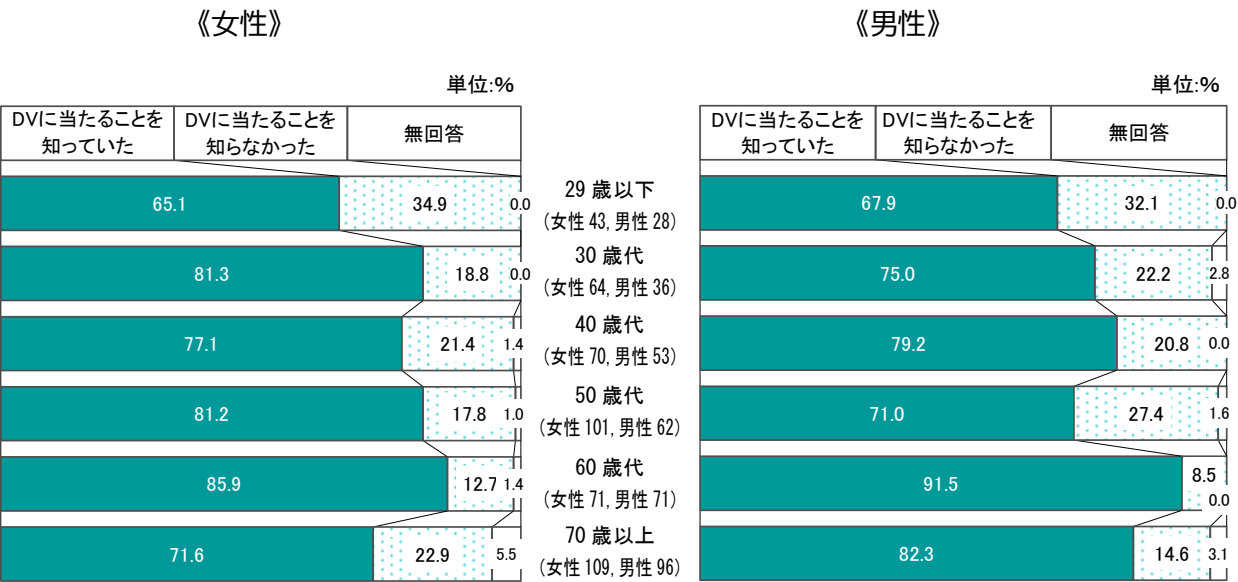
【図2-4 身体的な暴力以外のDVの認知】



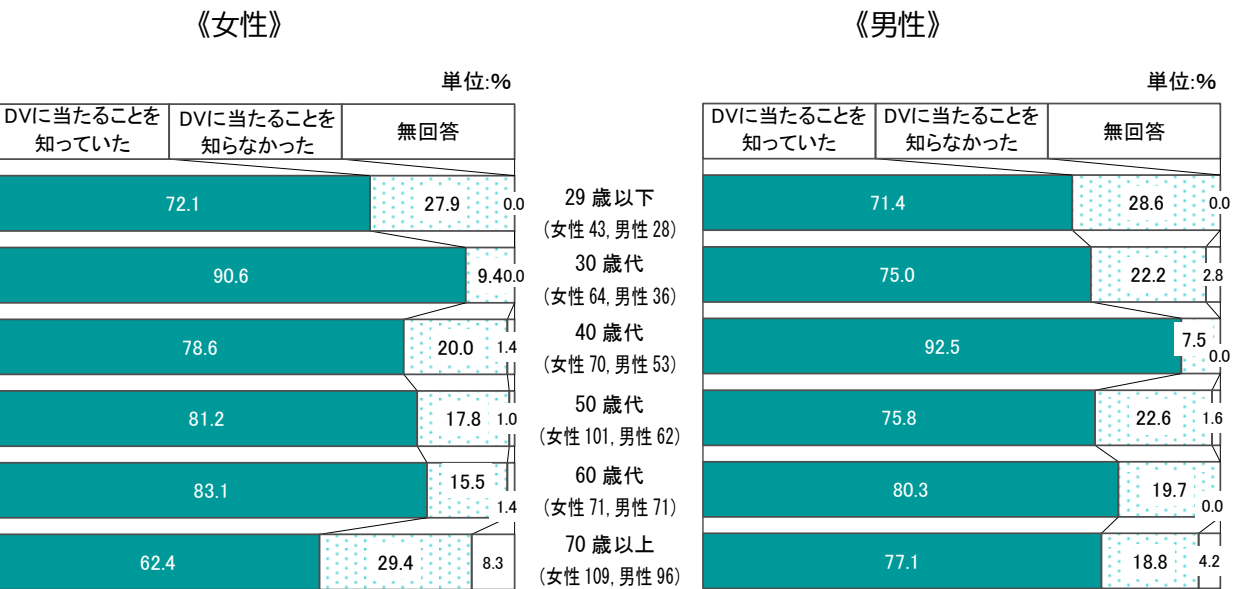
資料：令和５年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 2-5 身体的な暴力以外のDVの認知（性・年代別）】

①精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する

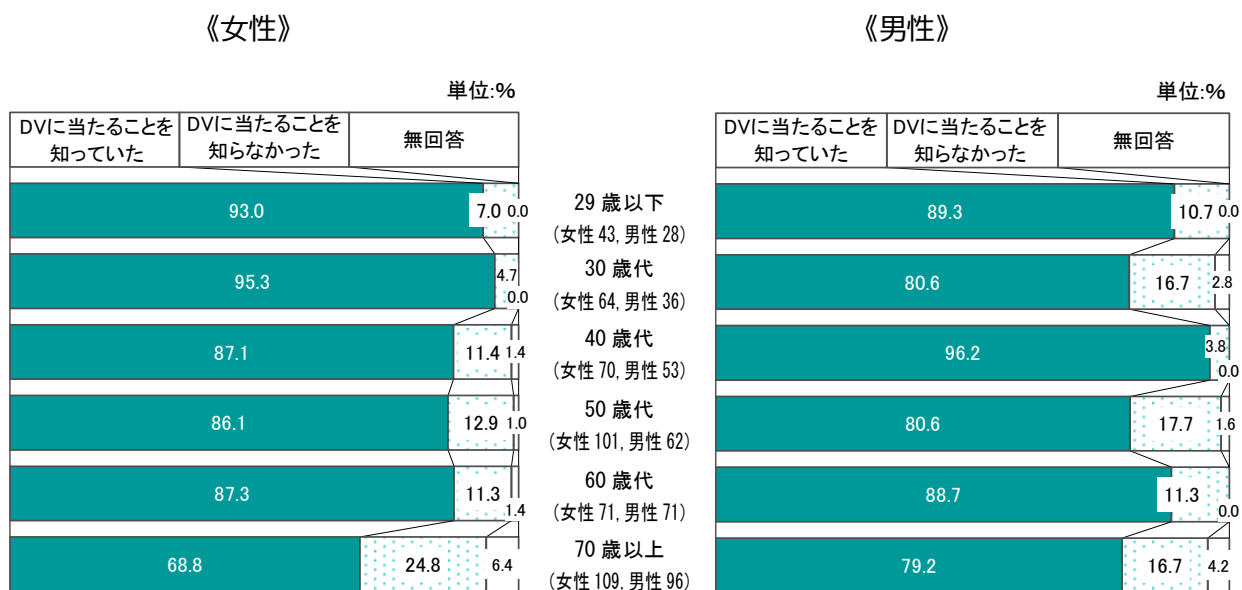


②経済的暴力：必要な生活費を渡さない



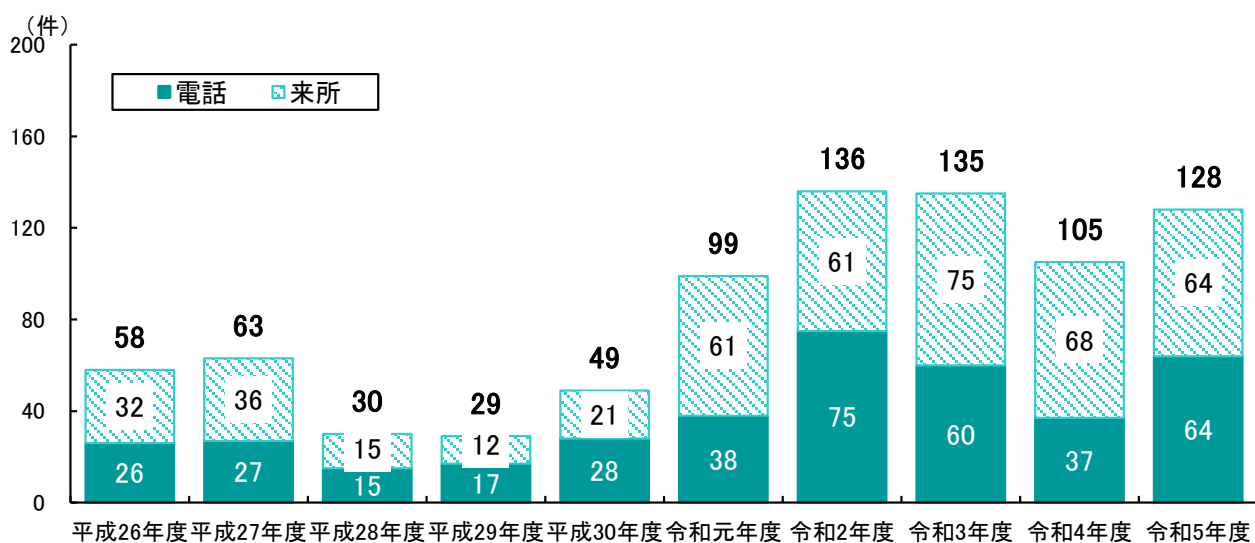
資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

③性的暴力：避妊に協力しない



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 2-6 本市のDV相談の件数の推移】



資料：千葉県資料

施策① DVを無くすための取組強化

DV等の根絶を目指し、いかなる暴力も許さないという意識づくりに取り組みます。

【取組事業】

事業 15	DVの根絶に向けた啓発事業の実施
事業概要	DVが人権侵害や犯罪であることを広く市民に周知し、相談窓口についての情報を発信することで問題の早期解決につなげます。
所管課	男女共同参画センター

事業 16	次世代への啓発活動
事業概要	交際中のカップルの間で起こる「デートDV」が暴力であることや、自分を大事にする生き方を選ぶことの大切さを周知します。
所管課	男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑬ハラスメント防止に向けた取組の実施（職員課）	職場のハラスメントを防止するためにアンケート調査を定期的の実施し、実態を把握するとともに、ハラスメントに関する苦情相談窓口について周知徹底します。	—
⑭事業所への意識啓発（商工観光課）	職場におけるハラスメント防止に関する情報提供による意識啓発を行います。	—
⑮児童・生徒等への意識啓発（教育センター・青少年センター）	子どもたちが、コミュニティサイトやSNSなどを通じた暴力の当事者にならないよう、デジタル・シティズンシップ教育※9を推進し、デジタル技術を自律的に活用できる児童生徒の育成を目指します。	八千代市学校教育推進計画

※9 デジタル・シティズンシップ教育

インターネットやインターネット上のメディアを使用する際の責任ある行動を促すことを目的とした教育。

施策② 相談支援体制の整備

既存の相談事業を継続し、さらに関係機関との連携を図ります。

【取組事業】

事業 17	相談による支援
事業概要	DV被害者の意向を尊重しながら、安全確保や自立に至るまでの相談支援を行います。
所管課	福祉総合相談課

事業 18	関係機関との連携
事業概要	DVに関わる機関（千葉県女性サポートセンターなど）との情報交換・連携を図ることにより支援体制の充実に努めます。また、子どもがいる世帯では、DVは子どもへの心理的な虐待にあたり、児童虐待の深刻化を招く恐れがあることから、関係する機関と連携して支援を行います。
所管課	福祉総合相談課、子ども相談センター



目標
3

自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

誰もが自分らしく健やかに暮らすことのできる社会を目指します。また、本市では、課題(3)「いきいきと暮らすことのできる環境の整備」を、困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

八千代市困難な問題を抱える女性への支援基本計画

女性は生活上の様々な困難に直面しやすく、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、複合的でより複雑化する傾向があります。令和6年4月に施行された困難女性支援法では、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援について、民間団体等との協働により包括的に提供する体制を求めています。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度)	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	53.7%	70.0%
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	18.2%	40.0%

市民アンケート等結果

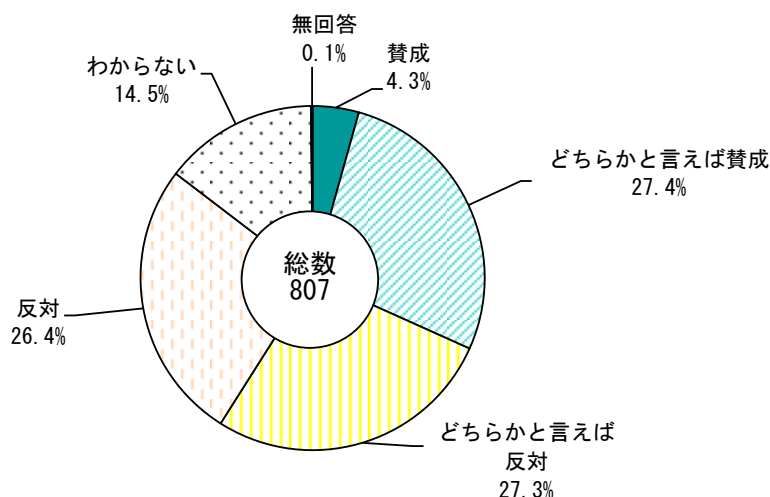
課題（１） ジェンダー平等の意識づくり

令和５年度に実施した市民アンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」という考え方（固定的性別役割分担意識）について「反対・どちらかといえば反対」と回答した市民が53.7%で、「賛成・どちらかといえば賛成」の31.7%を上回っています【図3-1】。

学校教育の場における男女の地位については、66.7%が平等であると回答しています。しかし、「政治」「政府や企業での重要な意思決定の場」「慣習・しきたり」といった分野における男女の地位について、女性に比べ男性が優遇されていると感じている人が依然として多く、こうした傾向は令和元年度の前回調査を上回っています【図3-2】。

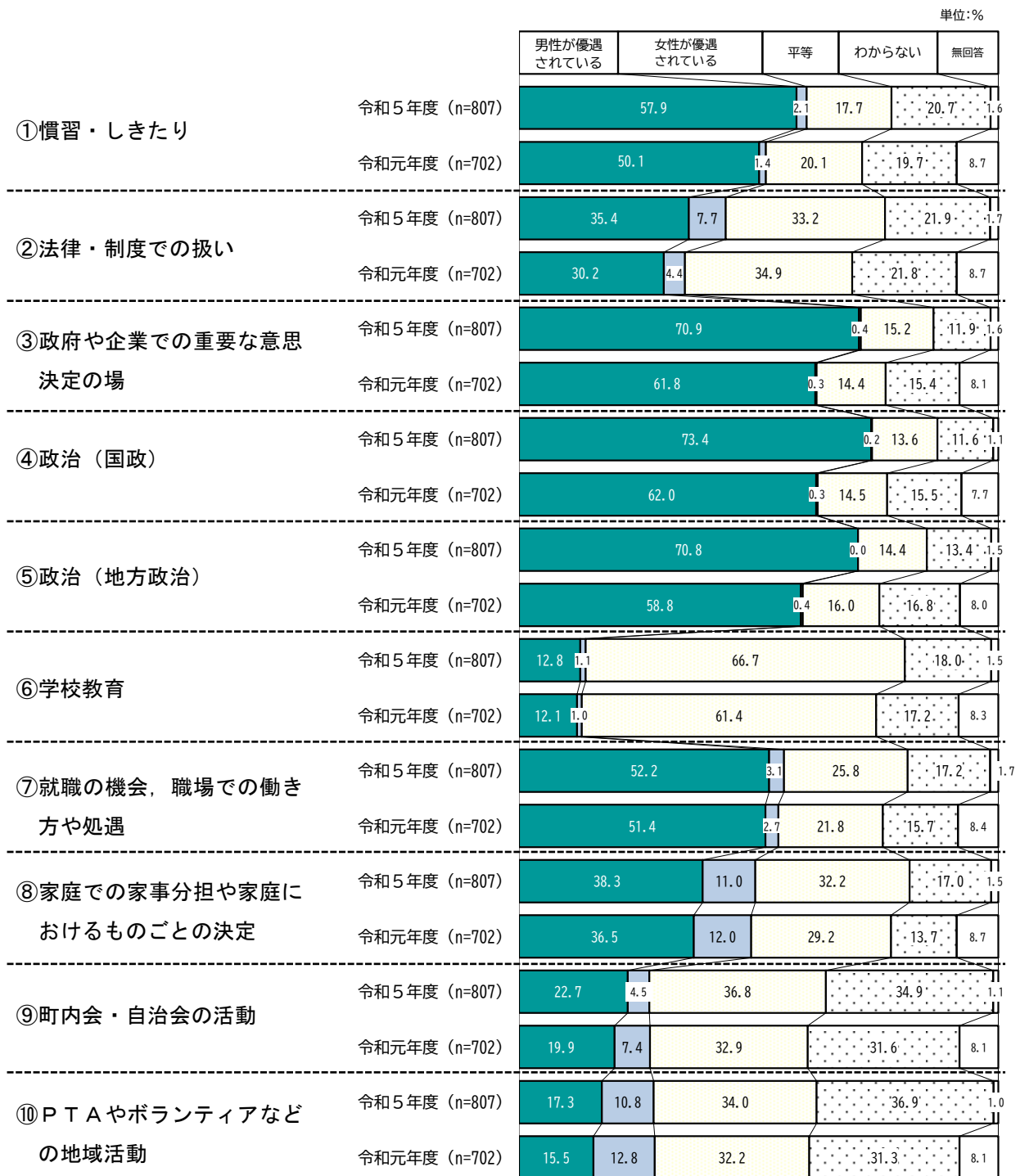
様々な人を認め合い尊重する「ダイバーシティ」や、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の一つである「ジェンダー平等を実現しよう」に対する理解が広がっています。ジェンダー平等の実現に向けて、社会に根強く残る男女の不平等を解消するため、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくすための意識啓発を図ります。

【図3-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」という考え方について】



資料：令和５年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 3-2 男女の地位の平等感】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 固定的な役割分担意識の解消

社会に残っている昔からの性別役割分担意識などの是正を図り、ジェンダー平等の実現に向け取り組みます。

【取組事業】

事業 19	市ホームページや情報メール等による情報発信
事業概要	市の情報ツールを積極的に活用してタイムリーに情報発信を行い、意識の啓発を図ります。
所管課	男女共同参画センター

事業 20	図書館・公民館等との連携
事業概要	男女共同参画に関連した事業を行うなど、連携した啓発を行います。
所管課	図書館、公民館、男女共同参画センター

事業 21	市事業の表現に関わる男女共同参画視点での情報提供
事業概要	市の事業等に性別役割分担に結び付く表現が含まれないよう、男女共同参画の視点からの情報を発信します。
所管課	男女共同参画センター

施策② 教育におけるジェンダー平等の推進

自分の身近にある性別役割分担などへの気づきを促し、ジェンダー平等の意識づくりを進めます。

【取組事業】

事業 22	児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり
事業概要	リーフレットやパネル等を活用し、ジェンダー平等について児童生徒が認識を持つきっかけを作ります。あわせて、学生向けの効果的な情報提供について検討します。
所管課	男女共同参画センター，指導課

事業 23	教職員研修の実施
事業概要	ジェンダー平等を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう，教職員に対し研修等による意識の醸成を図ります。
所管課	指導課

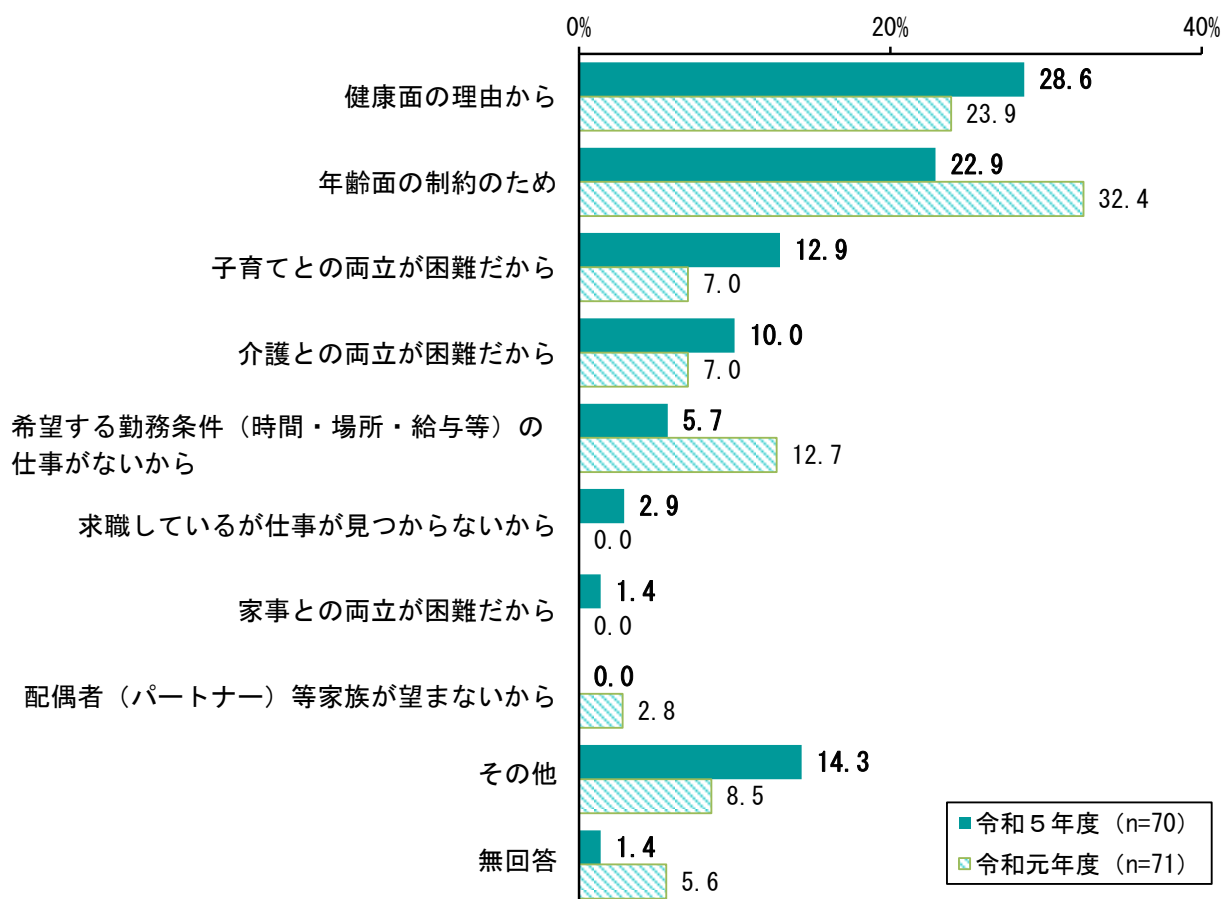
事業 24	個性を伸ばす保育の実践
事業概要	性別に捉われないことのない，個性と能力を生かした保育を行います。
所管課	子ども保育課



課題（２） ライフステージに応じた健康支援

令和５年度に実施した市民アンケートでは、「就労を希望するが就労できない人の理由」として「健康面の理由から」が28.6%で最も多くなっています【図 3-3】。自分らしく生きていくためには、仕事と健康の両立を図り、心と身体の健康に対する正しい知識と支援が必要となります。女性は、男性と比べ、生涯を通じてライフステージごとに、大きく変化するという特性があることから、個々の状況に応じた健康課題への理解を深めるための情報提供を行います。

【図 3-3 就労を希望する家事専業または無職の人が就労できない最も大きな理由】



資料：令和５年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 健康を維持するための情報提供

心身の健康についての正しい知識・情報を提供することで、ライフスタイルに合わせ、主体的に健康維持に取り組めるよう支援します。

【取組事業】

事業 25	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
事業概要	関係部署等と連携し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター，母子保健課

事業 26	生涯を通じた女性特有の健康課題に配慮した支援
事業概要	ライフステージに合わせた健康に関する情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター，健康づくり課

事業 27	児童生徒等への性教育の実施
事業概要	小中義務教育学校における性教育の推進を図ります。
所管課	保健体育課

コ ラ ム**●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

1994年にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。

【リプロダクティブ・ヘルスとは】

性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることです。

【リプロダクティブ・ライツとは】

自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のことです。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠・出産、更年期障害、また、性暴力など、様々な問題を幅広く含んでいます。全ての人が正しく性の知識を得ることが大切です。

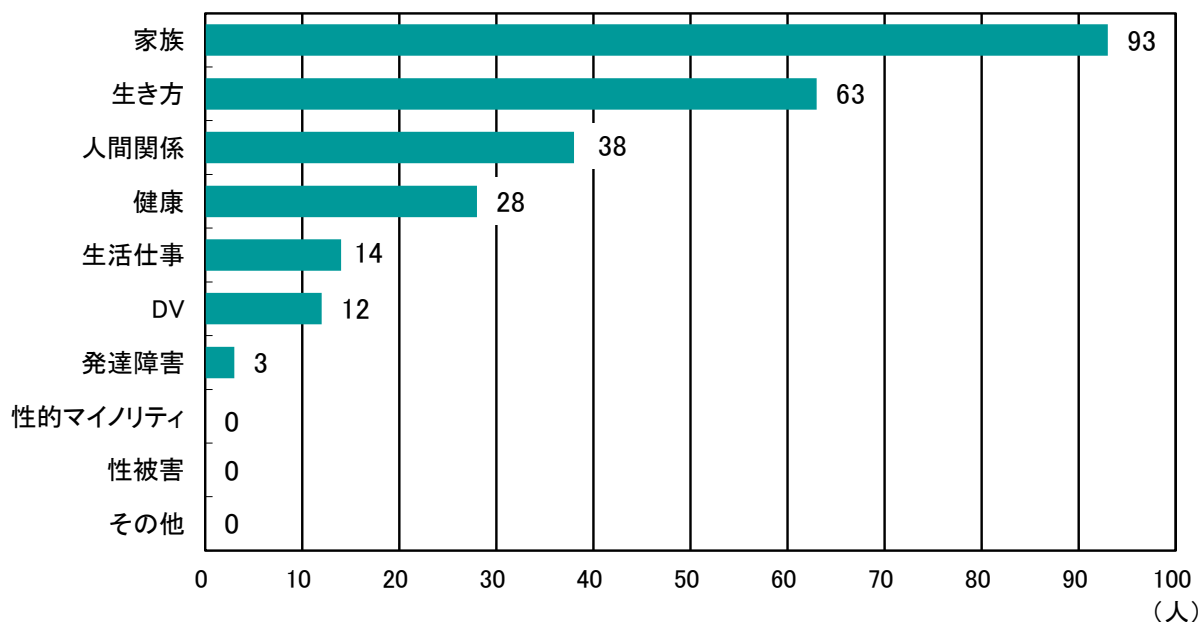
課題（3） いきいきと暮らすことのできる環境の整備

女性サポート相談については、相談者自らが問題を解決できるよう、女性専門相談員による支援を行っています。相談内容としては家族、生き方、人間関係、健康が多くなっています。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、暴力による被害や精神的な困難などが複合的に発生していることがあり、自ら支援を求めることが難しい状況も多く、様々な機会を通じた支援が必要です。

困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、体制を整備します。また、女性の悩みに寄り添い、関係機関との連携を図ります。

【図 3-4 女性サポート相談の内容別内訳】



※ 相談内容は、相談件数1件につき複数の内容あり

資料：八千代市（令和5年度）

施策① 困難な問題を抱える女性に対する支援

関係機関による連携体制を整備し、困難を抱える女性を支援します。

【取組事業】

事業 28	生活困窮者への支援
事業概要	複合的な課題を把握し、解決に向けた包括的な支援を行います。
所管課	福祉総合相談課，健康福祉課，子ども福祉課

事業 29	多様な連携による支援
事業概要	重層的支援会議等の実施により、多機関連携による支援を行います。
所管課	福祉総合相談課，子ども福祉課，子ども相談センター

施策② 一人ひとりの悩みに応じた相談支援

様々な悩みを抱える女性への相談支援を行います。

【取組事業】

事業 30	女性のための相談の実施
事業概要	様々な悩みを抱える女性に向けた相談事業を実施します。
所管課	男女共同参画センター

事業 31	相談窓口の周知
事業概要	各種媒体を活用し、相談窓口の周知を行います。
所管課	男女共同参画センター

目標 4

みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

市民，団体，事業者などと行政が連携を図り，様々な意見や情報を取り入れながら，本プランを推進します。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度)	目標
第3次やちよ男女共同参画プランにおいて，達成できた事業の割合	77.0%	100%



課題（１） 連携体制の構築

男女共同参画に関する課題は社会の広範囲にわたることから、本プランに位置付けた課題の解決のためには、庁内関係部署との連携はもとより、市民をはじめ、国・県・近隣自治体など、多様な主体との連携が重要となります。

「やちよ男女共同参画プラン懇話会」や、男女共同参画センターの関係団体など、多くの市民と連携することで、多様な意見を取り入れ、幅広い層を対象にした取組事業の充実を目指します。また、新しい情報を得やすい環境を作り、常に社会情勢を把握していくことで、市民ニーズの変化にも速やかに対応できる柔軟な体制の構築を図ります。

施策① 庁内組織の活用

全庁的な男女共同参画の推進を図ります。

【取組事業】

事業 32	庁内推進体制の充実
事業概要	推進会議による推進体制の強化を図ります。
所管課	男女共同参画センター

施策② 国・県・近隣自治体との連携

国・県・近隣自治体と連携することで、効果的な事業の推進を図ります。

【取組事業】

事業 33	国・県・他市町村の情報交換
事業概要	国・県などが開催する会議や説明会等に参加し、他市町村との情報交換を積極的に行ってネットワークの構築を図ります。
所管課	男女共同参画センター

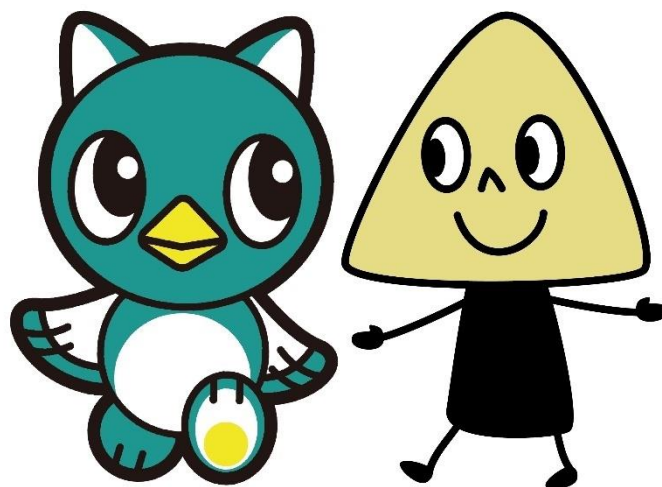
施策③ 市民や関係機関との連携

市民や関係機関との連携を図り、意見を収集し、各施策に反映させます。

【取組事業】

事業 34	市民参加の推進
事業概要	やちよ男女共同参画プラン懇話会や、男女共同参画センターの支援団体等との連携によって市民参加の推進を図り、意見の収集を行います。
所管課	男女共同参画センター

事業 35	関係機関との連携
事業概要	関係機関と連携し、事業の推進を図ります。
所管課	男女共同参画センター



八千代市イメージキャラクター「やっち」

「ナイスさんかく」

課題（２） 進行管理の充実

取組が着実に実行され、計画が効果的に推進されているか確認するために、定期的に進捗状況調査を実施して、その結果を公表します。また、本プランに位置付けた各取組事業の進捗状況を定期的に確認し、改善につなげます。

施策① 意識調査の実施

定期的に意識調査を実施して状況を把握し、各施策の方向性を確認します。

【取組事業】

事業 36	市民・事業所・職員等を対象とした意識調査の実施
事業概要	男女共同参画に関する定期的な意識調査を実施し、その結果を事業の推進に活用します。
所管課	男女共同参画センター

施策② 計画推進のための進行管理

計画の実効性を高めるために、進捗状況を管理評価します。

【取組事業】

事業 37	進捗状況調査の実施と評価
事業概要	効果的な計画の進行管理を実施するとともに、庁内会議や「やちよ男女共同参画プラン懇話会」の意見を反映して計画の推進を図ります。
所管課	男女共同参画センター

数値目標一覧

目標1 共に作りだす「誰もが活躍できるまち」

項 目	現状 (令和5年度末)	目標
市の審議会等の女性委員割合	32.8%	40.0%

目標2 互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

項 目	現状 (令和5年度)	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合		
・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する	78.4%	すべての項目 において 100%
・経済的暴力：必要な生活費を渡さない	78.1%	
・性的暴力：避妊に協力しない	84.6%	

市民アンケート調査結果

目標3 自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

項 目	現状 (令和5年度)	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	53.7%	70.0%
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	18.2%	40.0%

市民アンケート調査等結果

目標4 みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

項 目	現状 (令和5年度)	目標
第3次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合	77.0%	100%